（整理番号：C20　　-　　 ）

年　　月　　日

利益相反マネジメント委員会委員長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申告者 |  |  |
| 所属 |  | 　　　　　　　　 |
| 職名 |  | 　　　　　　　　 |
| 署名(自筆) |  |  |

**産官学連携活動等に係る利益相反自己申告書**

当該年度に実施する産官学連携活動等に係る相手先企業・団体との経済的な利益関係を下記のとおり申告します。下記以外に申告が必要な事実はありません。

記

1. **申告対象期間**

|  |
| --- |
| 当該年度1年間（予定を含む） |

1. **産官学連携活動等を実施する相手先の企業・団体**

|  |
| --- |
| 正式名称： |

1. **産官学連携活動等の種類**

|  |  |
| --- | --- |
| 産官学連携活動等の種類 | □　共同研究□　受託研究（簡易受託研究を含む）□　学術指導・技術指導□　技術供与□　奨学寄付金（研究助成金）の受入れ□　役務の提供の受入れ（ディスカウント含む）　　（研究員、ポスト・ドクター等の受入れ）□　機器・物品等の提供の受入れ（ディスカウントを含む）□　申告者の係わる知的財産権の実施許諾・権利譲渡□　その他の上記に類似した活動（コンソーシアムへの参加、技術研修の講師等）□　その他利益相反マネジメント委員会が定める活動 |

**Ⅲ．当該企業・団体との経済的利益関係**

**（1）申告者に関する事項**

|  |  |
| --- | --- |
| 資金・便益等の受け入れ※申告者が、当該企業・団体から1年間に提供を受ける右記の資金・便益等の金額の合計が200万円を超える場合に申告してください。※金額の合計が200万円以下の場合又は該当する資金等がない場合は、「該当なし」にチェックしてください。 | □　研究費の提供を受ける（共同研究、受託研究等）受入額（　　　　　　円）名目　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　） |
| □　その他の資金の提供を受ける（学術指導料、技術供与対価、奨学寄付金等）受入額（　　　　　　円）名目　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　） |
| □　役務の提供を受ける（ディスカウントを含む）相当額（　　　　　　円）内容　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　） |
| □　機器・物品等の提供を受ける（ディスカウントを含む）相当額（　　　　　　円）内容　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　） |
| □　該当なし |

**（2）申告者や申告者と生計を一にする配偶者及び一親等の親族（親、子）に関する事項**

|  |  |
| --- | --- |
| 収入※申告者本人や申告者と生計を一にする配偶者及び一親等の親族（親、子ども）が、当該企業・団体から1年間に支払いを受ける右記の収入の金額の合計が100万円を超える場合に申告してください。※金額の合計が100万円以下の場合又は該当する収入がない場合は、「該当なし」にチェックしてください。 | □　給与金額　（　　　　　　円）内容　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　） |
| □　謝金　　　金額　（　　　　　　円）　　　内容　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □　配当金金額　（　　　　　　円） |
| □　ロイヤリティ収入金額　（　　　　　　円）内容　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □　その他サービス対価　※診療報酬を除く金額　（　　　　　　円）内容　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □　該当なし |
| 株式等の保有※申告者本人や申告者と生計を一にする配偶者及び一親等の親族（親、子ども）が、当該企業の株式等を保有する場合に申告してください。※該当する株式等の保有がない場合は、「該当なし」にチェックしてください。 | □　株式会社の未公開株の保有　　　 株数（　　　　株）　保有比率（　　　　％） |
| □　株式会社の公開株の保有　※発行済み株式の1%以上を保有の場合に記入　　　 株数（　　　　株）　保有比率（　　　　％） |
| □　持分会社の持分の保有　※自己資本の1%以上の持分を保有の場合に記入　　　 保有比率（　　　　％） |
| □　新株予約権の保有　　 株数（　　　　株）　保有比率（　　　　％） |
| □　該当なし |

＜注意事項＞

1. 本申告書は、以下のいずれかに該当する場合に提出してください。

|  |
| --- |
| 1. 「関東学院大学利益相反マネジメント規程」第9条第1項第1号に基づき、申告者が、産官学連携活動等を実施する相手先の同一の企業・団体から、1年間に提供を受ける研究費・その他の資金の額、並びに人員・施設・設備・物品等を金銭に換算した額の合計が200万円を超える場合。
2. 「関東学院大学利益相反マネジメント規程」第9条第1項第2号、第3号及び第4号に基づき、申告者や申告者と生計を一にする配偶者及び一親等の親族（親、子）が、
	* 1. 産官学連携活動を実施する相手先の同一の企業・団体から、1年間に受ける報酬等の金額の合計が100万円を越える場合。
		2. 産官学連携活動を実施する相手先企業の未公開株を保有している場合。
		3. 産官学連携活動を実施する相手先企業の公開株を発行済み株式の1％以上保有している場合。
		4. 産官学連携活動を実施する相手先企業の自己資本の1％以上の持分を保有している場合。
 |

1. 産官学連携活動等を実施する相手先の企業・団体ごとに記入してください。
2. 記入欄が不足する場合は、様式を適宜改変して記載してください。
3. 当該年度中に申告すべき新たな経済的な利益関係が発生した場合は、速やかに本申告書を再度提出してください。
4. 厚生労働科学研究費補助金・AMED事業等のように、経済的な利益関係を利益相反マネジメント委員会に報告することを義務付けている公的研究費の支給を受けて行う研究を実施する場合は、別様式「厚労科研・AMED等に係る利益相反に関する自己申告書」を提出してください。